

《割引クーポン券・タクシークーポン券をお持ちの皆様へ》

姫路乗用自動車事業協同組合の「割引クーポン券」「タクシークーポン券」は、平成27年8月31日(月)をもって利用を終了させていただきます。未使用の「割引クーポン券」「タクシークーポン券」をお持ちのお客様には、上記期限までに利用いただくとともに、または、下記申出期間中の払い戻し手続きを行ってください。

なお、申出期間を過ぎますと払戻しの手続きから除斥されますので申出期間内にお申出ください。

記

申出期間：平成27年9月1日(火)から平成27年11月30日(月)

申出場所：姫路乗用自動車事業協同組合

払戻しの対象となるクーポン券：

割引クーポン券（発行価格）・・・10,000円、5,000円、3,000円

タクシークーポン券（発行価格）・・・5,000円、3,000円

払戻し方法：原則当組合窓口にて現金により払い戻します。

発行者：姫路乗用自動車事業協同組合

お問合せ先：〒670-0981 兵庫県姫路市西庄字くぼり 151 番地

電話：079(298)7200(9時～16時 土日祝日を除く)